

議 事 録

会議の名称	令和6年第10回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和6年9月25日（水）	午後2時から 午後3時25分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第46号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第47号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第48号議案 農用地利用集積計画の決定について（期間） (4) 第49号議案 農地法第3条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について (5) 第50号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (6) 第51号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (7) 第52号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (8) 第53号議案 地域計画における目標地図の素案の決定について (9) 報告第42号 農地法第3条の3の規定による届出について (10) 報告第43号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (11) 報告第44号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (12) 報告第45号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (13) 報告第46号 農地法第18条第6項の規定による届出について (14) 報告第47号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について (15) 報告第48号 農地改良等に係る届出について 5 事務局連絡事項	

	6 閉会
配付資料	1 令和6年第10回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和6年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 地域計画の目標地図の素案について（別冊） 4 事務局連絡事項
その他特記事項	
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	定刻となりましたので、ただいまより、令和6第10回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。 それでは、議事日程に従い進行させていただきます。 はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。
細野会長 代理	こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。 それでは、ただ今から令和6年第10回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。
事務局長	次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。
田端会長	（田端会長、あいさつ）
事務局長	本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。 それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。
議長	それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席18番坂爪裕委員、議席19番出牛康委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。 次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案8件及び報告7件です。 はじめに、第46号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長	第４６号議案をご説明いたしますので、議案書１ページをお願いいたします。 第４６号議案、農地法第３条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第３条第１項の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容につきましては、２ページをお願いいたします。申請件数は、使用収益権の設定１件、売買による所有権移転３件です。 次に、農地の権利移動についての許可判断要件といたしまして、農地法第３条第２項の規定に基づく、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件がございますが、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。 引き続き、整理番号１をご説明いたしますので、２ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑１筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席１６番清水委員でございます。 申請地位置図は、３ページになります。この案件は、営農型太陽光発電施設の設置に係る地上権設定の許可申請で、今回、３年間の期間満了を迎えるにあたり、許可申請に至ったものでございます。この３条許可申請と、後ほど、第５２号議案においてご説明いたします５条許可申請の整理番号３の太陽光発電施設の支柱に係る一時転用許可と同時に当該権利を設定する案件となっております。 支柱を立てて営農を継続する太陽光発電施設の設置については、設置者と営農者が異なる場合には、農地法第３条第１項の地上権設定の許可の取扱いは、農林水産省農村振興局長通知によりまして、５条の支柱に係る一時転用許可と同じ期間とするとともに、同日付けで３条許可を行うこととされております。 この整理番号１ですが、申請地に太陽光パネルを設置し、いわゆる使用し、収益をすることを目的とした地上権の設定でございます。地上権の設定については、農地法第３条第２項但し書きの規定により、同項各号の許可判断要件を備える必要はありませんが、処理基準において、権利設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、当該農地における賃借人等の同意を得ていると認められる場合に限り許可されるものとされております。 この周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、５条許可の判断の際に確認することとなっております。これ
-------------	--

	らを含めまして、許可判断要件を満たしているものと判断しております。 次に整理番号2をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席6番金子委員でございます。 次に整理番号3をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。 次に整理番号4をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、議席18番坂爪委員でございます。 整理番号2から整理番号4までの申請地位置図は、4ページから6ページまでとなります。整理番号2から整理番号4までの申請につきまして、申請人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号1から整理番号4までについて、地区担当委員からの報告を求めます。 はじめに、整理番号1についてですが、先程の事務局説明のとおり、農地法第3条第2項の許可判断要件を備える必要はありません。周辺の農地にかかる営農条件に支障を生じる恐れがあるかどうかの判断については、農地法第5条許可の判断の際に確認することとなっており、第52号議案の整理番号3の審議において、議席16番清水委員に報告を求めることとします。 整理番号2について、議席6番金子委員の報告を求めます。
金子委員	整理番号2について、6番金子より報告させていただきます。 9月22日午後2時頃、戸塚推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。 申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。申請地は、宝輪寺より東に約380メートルに位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、とうもろこし及びブロッコリーを作付け予定とのことです。 受人の年齢は50歳、本人の農業従事日数は240日です。 農機具はトラクター1台、軽トラック1台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告させていただきます。

議長	整理番号３について、議席１９番出牛委員の報告を求めます
出牛委員	整理番号３について、１９番出牛より報告させていただきます。 ９月１８日１１時頃、小賀野推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。 申請地の概要につきましては、議案書５ページ３－３の地図をご覧ください。申請地は、成就院より南に約８０メートル及び南東に約３００メートルにそれぞれ位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、露地野菜を作付け予定とのことです。 受人の年齢は６１歳、本人の農業従事日数は３５０日です。 農機具はトラクター４台、田植機１台、コンバイン１台、軽トラック２台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	整理番号４について、議席１８番坂爪委員の報告を求めます
坂爪委員	整理番号４について、１８番坂爪より報告させていただきます。 ９月２１日午後１時３０分頃、新井幸男推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。 申請地の概要につきましては、議案書６ページ３－４の地図をご覧ください。申請地は、児玉工業団地南入口交差点より北東に約３００メートルに位置しております。 申請事由は売買です。申請地は、ネギを作付け予定とのことです。 受人は農地所有適格法人で、耕作品目はネギ１２ヘクタール、ネギの皮むきの委託が３０ヘクタールです。農業に従事する役員の従事日数は３００日です。常時雇用している労働力は１１名です。農機具は、管理機３台をリースし、トラクター２台、管理機６台、グランドソーワ１台、谷上げ成形機１台、２トントラック２台、動噴機１台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案の

	とおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、第４７号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第１７条の規定により議事参与の制限に該当する、番号３番、番号４番、番号６番、番号９番、番号１４番、番号２０番及び番号５１番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第４７号議案をご説明いたしますので、議案書７ページをお願いいたします。 第４７号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第５条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 本計画は、改正法附則第５条の規定による、改正法の施行日の令和５年４月１日から起算して最長２年を経過する日の令和７年３月３１日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。 議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号３番、番号４番、番号６番、番号９番、番号１４番、番号２０番及び番号５１番を除く８ページから１７ページまでをお願いいたします。申請件数は、４７件です。田３０筆及び畑４７筆の面積合計９１，３４５平方メートルの利用権設定でございます。 農用地利用集積計画は、改正法附則第５条第１項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和５年９月３０日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和７年３月３１日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができると附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。 本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございま

	せんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号 3 番、番号 4 番及び番号 6 番を審議します。ついては、議席 9 番反町委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 3 番、番号 4 番及び番号 6 番をご説明いたします。計画内容については、8 ページをお願いいたします。申請件数は、3 件です。畑 4 筆の面積 3, 0 2 4 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 議席 9 番反町委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号 9 番を審議します。ついては、武政推進委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 9 番をご説明いたします。計画内容については、9 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。田 1 筆の面積 2, 1 6 5 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内

	容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 武政推進委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号１４番、及び番号５１番を審議します。ついては、議席３番金井委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号１４番及び番号５１番をご説明いたします。計画内容については、９ページ及び１６ページをお願いいたします。申請件数は、２件です。畑３筆の面積２，４０４平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席３番金井委員の復席を許可します。 (復席) 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号２０番を審議します。ついては、議席１１番宮部委員の退席を求めます。 (退席後)

	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号 20 番をご説明いたします。計画内容については、10 ページをお願いいたします。申請件数は、1 件です。田 1 筆の面積 2, 504 平方メートルの利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席 11 番宮部委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第 48 号議案「農用地利用集積計画の決定について（期間）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第 17 条の規定により議事参与の制限に該当する、番号 3 番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 48 号議案をご説明いたしますので、議案書 18 ページをお願いいたします。 第 48 号議案、農用地利用集積計画の決定について（期間）、本議案は、改正法附則第 5 条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号 3 番を除く 19 ページから 21 ページまでをお願いいたします。申請件数は、10 件です。田 6 筆及び畑 13 筆の面積合計 33, 976 平方メートルの麦作期間の利用権設定でございます。 農用地利用集積計画は、改正法附則第 5 条第 1 項の規定及び基本構想の附則の規定に適合することが決定の要件となっております。本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。

	ます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。 次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号３番を審議します。ついで、議席１１番宮部委員の退席を求めます。 (退席後) それでは、事務局の説明を求めます。
事務局長	議事参与の制限に該当する番号３番をご説明いたします。計画内容については、１９ページをお願いいたします。申請件数は、１件です。田３筆の面積５、３８７平方メートルの麦作期間の利用権設定でございます。 本案の決定の要件でございますが、先程の議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席１１番宮部委員の復席を許可します。 (復席) 次に、第４９号議案「農地法第３条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第４９号議案をご説明いたしますので、２２ページをお願いいたします。 第４９号議案、農地法第３条の規定による許可を必要とする農地の競売に係る買受適格証明願について、本議案は、農地の競売に参加するため、申請人から提出されました別紙買受適格証明願につきまして、農地法第３条の規定による許可が受けられる買受適格者であることについて審議を求めるもの

	でございます。本日提出、会長。 競売物件となっている農地については、申請人が農地法第3条の規定による許可申請を行った場合と同様の基準に基づいて、審議いたしまして、許可相当であれば、買受適格を認められる者である旨、証明するものとなっております。 本件は、さいたま地方裁判所熊谷支部が執行する同一の案件で、入札期間は令和6年10月30日から11月6日まで、開札期日は令和6年11月13日午前10時となっております。 なお当該買受適格証明書を交付された者が、今後裁判所におきまして最高価買受申出人となり、今回の証明願と同じ内容で農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合は、総会での審議を省略し、内部の決裁のみで許可証を交付するものでございます。 証明願の内容については、23ページをお願いいたします。交付申請件数は、2件です。 引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。 申請人は、経営規模拡大を検討していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。 次に、整理番号2をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、整理番号1と同所となります。面積は記載のとおりです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。 申請人は、経営規模拡大を検討していたところ、申請地が競売物件となっていることを知り、裁判所での入札に参加するため、証明願の申請に至ったものでございます。 整理番号1及び整理番号2の申請地位置図は24ページをお願いいたします。整理番号1及び整理番号2の申請について、申請人の経営農地の現地調査及び書類等による審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。
議長	整理番号1及び整理番号2について、議席番号12番永尾委員から報告を求めます。
永尾委員	整理番号1について、12番永尾より報告させていただきます。 9月20日午前9時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。

	申請地の概要につきましては、議案書２４ページの地図をご覧ください。 申請地は、児玉櫻井幼稚園より北に約２５０メートルに位置しております。 申請地は、ビニールハウスが２基有り、畑として使用、その他の部分が田んぼですが、耕作はされておらず、ビニールハウスもひょう害などでの損傷があり、修繕が必要な状況でした。 申請人は市外で主にヤシの木を生産・出荷しております。申請地は店舗から近く、以前から状況については把握しており、今回競売の情報を知り申請に至ったとのことです。 なお、申請地には、ビニールハウスを修繕し、ヤシの木、マンゴー、バナナなどを作付けし、ハウス以外には米を作付け予定とのことです。 申請人の年齢は５５歳、本人の農業従事日数は３００日です。 農機具は、耕うん機１台、トラクター１台、トラック３台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。 続いて、整理番号２について、報告させていただきます。 ９月２０日午前９時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の状況は、前述のとおりです。 申請人は市外で主にいちごを生産出荷する農地所有適格法人です。以前から本庄市内でビニールハウスを探しており、今回競売の情報を知り申請に至ったとのことです。 申請地は、ビニールハウスを修繕し、いちごを作付け予定とのことです。 経営の状況ですが、農業に従事する役員の従事日数は３００日及び２５０日です。常時雇用している労働力は２１名です。農機具は、耕うん機６台、トラクター１台、トラック４台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われます。 申請人経営農地の耕作状況は、市内には耕作地が無く、事務局が他自治体に確認したところ、すべての農地で保全管理されており、いつでも作付けできる状況でした。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われます。以上、報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、許可相

	当とすることと決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第 50 号議案「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 50 号議案をご説明いたしますので、議案書 25 ページをお願いいたします。 第 50 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第 4 条第 3 項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、26 ページをお願いいたします。申請件数は 3 件です。 引き続き、整理番号 1 をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の田 3 筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、敷地拡張工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第 34 条第 11 号の指定区域です。地区担当は、議席 9 番反町委員でございます。 申請地位置図は、27 ページをお願いいたします。4-1 について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が 10 ヘクタール以上の集団の農地であることから、第 1 種農地と判断いたしました。 第 1 種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が敷地拡張工事であるため、第 1 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第 35 条第 5 号に規定する「既存の施設の拡張」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。 次に、整理番号 2 をご説明いたします。26 ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の田 1 筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、防火水槽設置工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第 34 条第 11 号の指定区域です。地区担当は、議席 9 番反町委員でございます。 申請地位置図は、27 ページをお願いいたします。4-2 については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が 10 ヘクタール以上の集団の農地であることから、第 1 種農地と判断いたしました。 第 1 種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が防火水槽設置工事であるため、第 1 種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地

	域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。 次に、整理番号3をご説明いたします。26ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。 申請地位置図は、28ページをお願いいたします。4-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。 さきほどの整理番号2と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号1から整理番号3までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1及び整理番号2について、議席番号9番反町委員の報告を求めます。
反町委員	9番反町より報告させていただきます。9月20日午後2時頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書27ページの地図の4-1の箇所をご覧ください。申請地は、本庄東高等学校附属中学校から北東約200メートルに位置しております。 申請目的は、自己用住宅の敷地拡張用地でございます。自宅の東側に接する道路にはガードレールがあり、出入りが出来ないことに加え、来客用の駐車スペースも無く、不便が生じていたため、ガードレールを撤去し駐車場の整備を行うとのことでした。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。 引き続き、整理番号2について報告いたします。4-1と同じ時間に高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書27ページの地図の4-2の箇所をご覧ください。申請地は、先ほどの4-1と同じ場所となります。 申請目的は、防火水槽用地でございます。申請人が所有する土地を売却し、建売分譲住宅を4棟建築するにあたり、開発許可の基準を満たす必要がある

	ことに加え、元々消防水利が無い地域であるため、建売住宅の建築をきっかけに、申請人が新たに防火水槽を設置するとのこと。 開発上必要な施設であり、火災発生時の重要な消防水利であることから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号 3 について、議席 10 番鈴木誠次委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	4-3 について、10 番鈴木より報告させていただきます。9 月 21 日午後 1 時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書 28 ページ 4-3 の地図をご覧ください。申請地は今井金鑽神社から南西に約 180 メートルに位置しております。 申請目的は自己用住宅用地です。申請人は市内の借家に家族 3 人で生活しています。住まいが手狭になってきたため、自身が所有する農地に自己用住宅の建築を計画し、今回の申請に至ったとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第 51 号議案「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第 51 号議案をご説明いたしますので、議案書 29 ページをお願いいたします。 第 51 号議案、農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について、本議案は、埼玉県農地調整関係事務処理要領第 2 章第 5-4-(2)-d の規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 計画変更申請の内容につきましては、30 ページをお願いいたします。申

	請件数は、１件でございます。 引き続き、整理番号１をご説明いたします。申請人の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑１筆です。昭和５０年２月８日が許可日となっております。面積に係る「変更前」及び「変更後」の差異でございますが、登記原因は、「錯誤、国土調査の成果」でございます。 申請地位置図は、３１ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、露天農作業場用地としての転用許可でしたが、倉庫・資材置場用地とする計画変更でございます。 計画変更の理由でございますが、当初計画者は、転用許可後、当該土地に露天農作業場として利用していましたが、高齢のため農業の継続が不可能となったため、農作業場を解体のうえ更地にして、周辺の畑を一体利用し、継承者へ売却を進めていたところ、当初計画者が昭和５０年の転用許可に基づく登記地目変更を失念していたことが判明したため、今回の計画変更申請に至ったものでございます。 なお、本案の転用許可の意見書送付については、第５２号議案の整理番号９で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手総員） 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第５２号議案「農地法第５条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第５２号議案をご説明いたしますので、議案書３２ページをお願いいたします。 第５２号議案、農地法第５条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第５条第３項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、３３ページ及び３４ページをお願いいたします。 申請件数は、１０件でしたが、整理番号５の許可申請書が取下げられましたので、本議案での審議は９件となります。その内訳は、所有権移転６件、使用貸借権２件及び賃借権１件でございます。 引き続き、整理番号１をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載の

とおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。

申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、35ページをお願いいたします。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号2でございます。33ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、都島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。

申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席6番金子委員でございます。

申請地位置図は、36ページをお願いいたします。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。33ページをお願いいたします。こちらの案件は、さきほどの第46号議案の整理番号1と同時に行う許可申請でございます。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆の一部、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。

申請事由は、太陽光発電施設用地です。営農型の太陽光発電施設の一時転用で、転用期間は3年で、パネル設置のための支柱の面積を一時転用するものです。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席16番清水委員でございます。

申請地位置図は、37ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の

農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」により、一時転用許可を行う場合には、農地法関係事務に係る処理基準及び運用通知の定めによるほか、申請内容を確認する必要があります。

本案件は、これらの営農型太陽光発電施設用地の一時転用許可要件を満たしているものと判断しております。

そのほか、処理基準や運用通知、一般基準に基づいて、申請書類を審査しましたが、不許可相当に該当する項目は、ないものと判断しております。

次に、整理番号4でございます。33ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。

申請地位置図は、38ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が建売分譲住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。

次に、整理番号6でございます。33ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、議席11番宮部委員でございます。

申請地位置図は、40ページをお願いいたします。5-6については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

す。

次に、整理番号7でございます。33ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席10番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、41ページをお願いいたします。5-7については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号4と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号8でございます。34ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、久々宇地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席5番中野委員でございます。

申請地位置図は、42ページをお願いいたします。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号4と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号9でございます。34ページをお願いいたします。整理番号9につきましては、さきほどの第51号議案において、ご審議をいただきました整理番号1の案件となります。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、倉庫・資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席19番出牛委員でございます。

申請地位置図は、43ページをお願いいたします。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるもの

	と判断しております。 次に、整理番号１０でございます。３４ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町共栄地内の畑４筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、農業用施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席１８番坂爪委員でございます。 申請地位置図は、４４ページをお願いいたします。５－１０については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が１０ヘクタール未満であることから第２種農地と判断いたしました。 さきほどの整理番号１と同様の理由により、第２種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。
議長	上程議案の整理番号１から整理番号１０までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号１について、議席番号１０番鈴木誠次委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	５－１について、１０番鈴木より報告させていただきます。 ９月２１日午後１時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書３５ページ５－１の地図をご覧ください。申請地は西今井自治会館から東に約５０メートルに位置しております。 申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市内の実家で両親とともに生活しています。子供３人も成長し実家では手狭になってきたこともあり、独立しようと決め、住宅の建築を計画したとのことです。夫婦それぞれの実家にも近く行きやすいことから今回の申請に至りました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われれます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われれます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号２について、議席６番金子委員の報告を求めます。
金子委員	６番金子より報告させていただきます。９月２２日午後２時頃、戸塚委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書３６ページ５－２の地図をご覧ください。申請地は、旭小学校の北約５０メートルに位置しています。 申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。申請人は、市内のアパートで生活しています。現在の住まいでは手狭になり自己用住宅を持ちたいと考え、祖父に相談したところ、申請地を借りることができ、

	資金の目処もついたため、今回の申請に至ったとのこと。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号3について、議席16番清水委員の報告を求めます。
清水委員	16番清水より報告させていただきます。9月19日午後4時頃、福田推進委員と現地を確認しました。申請地の概要につきましては議案書37ページ5-3の地図をご覧ください 申請地についてですが、秋平小学校の南100メートルほどの場所に位置しております。申請事由は営農型太陽光発電施設用地としての一時転用です。 太陽光発電施設の下でも営農をするという申請で、令和3年9月総会で許可となった案件の更新となります。パネルの下では、引き続きしいたけを栽培する予定です。 一時転用の期間は3年で、そのための更新の申請となりますので、特に問題ないと思われます。以上、報告します。
議長	整理番号4について、議席番号9番反町委員の報告を求めます
反町委員	9番反町より報告させていただきます。9月20日午後2時頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書38ページの地図の5-4の箇所をご覧ください。先ほど第50号議案、農地法第4条の規定による許可申請でご審議いただいた4-1、4-2と同じ場所となります。 申請目的は、建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅4棟を建設する計画となっております。当地は日当たり及び住環境がよく住宅地に適しているとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号6について、議席11番宮部委員の報告を求めます。
宮部委員	11番、宮部より報告させていただきます。9月20日午後2時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書40ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は桃花木公園から南東に約150メートルの場所に位置しております。 申請目的は使用貸借権による自己用住宅用地です。申請人は現在市外の賃貸住宅に家族で暮らしておりますが、手狭になってきたため、自己用住宅の

	建築を計画し、候補地を探していたところ、妻の母と伯父から今回の申請地を貸していただけることになりました。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号7について、議席10番鈴木委員の報告を求めます。
鈴木誠次委員	5-7について、10番鈴木より報告させていただきます。9月22日午後3時頃、高月推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書41ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は今井金鑽神社から西に約170メートルに位置しております。 申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は市外の借家に家族2人で生活しています。将来のため、自己用住宅の建築を計画していたところ、申請地が見つかり、閑静で環境がよく、勤務先にも関越自動車通勤が可能であることから今回の申請に至ったとのことです。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号8について、議席5番中野委員の報告を求めます。
中野委員	5番中野が報告させていただきます。9月20日午前8時頃、坂上推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書42ページ5-8の地図をご覧ください。申請地は消防団車庫の北側すぐのところに位置しています。 申請目的は、自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は、現在市内のアパートに暮らしていますが、アパートの契約が切れることに伴い、自己用住宅の建築を計画しました。また、住宅建設後は結婚も考えているため、住環境が良い場所を探していたところ、今回の申請地では理想的な住宅の建設ができると思い、申請に至ったとのことです。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。
議長	整理番号9について、議席19番出牛委員の報告を求めます。
出牛委員	5-9について、19番出牛より報告させていただきます。9月18日午

	前 1 1 時 3 0 分頃、小賀野推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書 4 3 ページ 5 - 9 の地図をご覧ください。申請地は、国道 2 5 4 号線児玉教育会館南の交差点から南東方向へ約 2 0 0 メートルに位置しております。周辺の状況は、高齢者施設やゴルフ練習場、住宅等が建ち並んでいます。 申請目的は倉庫及び資材置場用地としての所有権移転となっております。申請人は土木建築業を営んでおり、これまで市外の実家に資材を置いていましたが、事務所から遠く敷地も狭いため、今回の申請地を購入し、事業の拡大を図る計画です。申請地は、外部からの進入がしづらく、向かいには高齢者施設があり、人の出入りが頻繁にあることから、盗難の恐れも少なく資材置場として利用するには最適の土地であるとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。 農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告いたします。
議長	整理番号 1 0 について、議席 1 8 番坂爪委員の報告を求めます。
坂爪委員	1 8 番坂爪より報告させていただきます。9 月 2 1 日午後 1 時 3 0 分頃、新井幸男推進委員と現地確認及び受人から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書 4 4 ページ 5 - 1 0 の地図をご覧ください。申請地は、児玉工業団地南入口交差点より北東に約 3 0 0 メートルに位置しております。申請目的は、農業用施設用地です。 受人は、本庄市を中心に約 1 2 ヘクタールでネギを生産しています。現在、申請地の近くの土地と建物を借りて、出荷作業を行っていますが、農機具や車両で手狭になってきており対応を考えていたところ、所有者から今年中に返還を求められたため、現在の作業所の近くで移転用地を探していたとのこと。今回の計画では、作業所に加え、事務所・農機具置き場・資材置場・駐車場を整備する計画です。申請地は、必要な面積が確保でき、現在の作業所から約 4 0 0 メートルと近く、工業団地内にあるため住宅地に騒音の影響を与える心配も少ないため最適であるとのこと。 以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であり、周辺の農道や水路にも支障を及ぼす恐れもなく、転用にあたっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。
永尾委員	5 - 8 について、申請地が南側に細長く続いているが、転用上の必要性は

	何のためでしょうか。接道ということであれば西側に道路があるように思えますが。
事務局	申請地の南側の道路に水道の本管が敷設されており、本管から申請地へ水道管を敷設するための敷地設定となっております。
議長	他に、質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 次に、第５３号議案「地域計画における目標地図の素案の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます
事務局長	第５３号議案をご説明いたしますので、議案書４５ページをお願いいたします。 第５３号議案、地域計画における目標地図の素案の決定について、本議案は、農業経営基盤強化促進法、以降「基盤法」と申し上げますが、基盤法第１９条の規定による地域計画について、同法第２０条第２項の規定に基づき作成した目標地図の素案について、別紙のとおり提出することの決定に係る議決を求めるものでございます。 基盤法第１９条の規定により本庄市が令和７年３月末を目途に策定する地域計画は、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等の課題に対し、農地の集積・集約化に向けた取組として、人・農地プランを法定化し、地域での話し合い、いわゆる協議の場の開催により目指すべき将来の農地利用の姿を明確にするため定められるものでございます。 目標地図につきましては、地域農業の概ね１０年後の将来の在り方について、１筆ごとに農地をどの担い手に集積・集約化するかを表した農地利用の将来図となるもので、素案の作成を基盤法第２０条第１項の規定に基づき本庄市から提出を求められているものでございます。 目標地図の素案についてでございますが、農地台帳を基にした現況地図に担い手の耕作地を反映し、令和５年６月から本年７月にかけて、本庄・仁手地区、藤田地区、旭地区、北泉地区、栗崎向田地区、児玉地区、金屋地区、秋平・本泉地区及び共和地区の９地区の担い手の皆さまご出席のもと開催した協議の場において、頂いた意見や意向を参考に作成したものとなっております。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまにおかれましては、協議の場を開催するにあたりまして、多大なるご支援とご協力をいただき、あり

	がございました。 各地区の協議の場を踏まえた目標地図の素案につきましては、別冊のとおりでございますが、資料配付の関係上、各地区ともA3縮小版となっており、農地一筆ごとを耕作者と紐づけした情報など、地図に表記すべき記載の一部を省略しております。これらの情報を明記した目標地図の素案につきましては、委員の皆様のみ対象となりますが、次回総会の開催日、令和6年10月25日まで、事前にご連絡いただくことにより農業委員会事務局または農政課窓口においてご覧いただくことができますので、お申し付けをお願いいたします。 なお、目標地図の素案につきましては、地図における農地と耕作者の紐付けについて、最終的な微調整が必要となりまして、農業委員の皆さま及び農地利用最適化推進委員の皆さまに再度の御協力をいただきたく存じます。お疲れのところ大変申し訳ありませんが、総会閉会后、調整の内容について、概ね10分程度ではございますが、農政課職員より御説明をさせていただきますので、委員の皆さまにおかれましては、自席にお残りくださるようお願いいたします。 目標地図の素案でございますが、本総会において御承認をいただき、さらに必要な微調整を加えた後、農業委員会が提出した素案を基に本庄市農政課が地域計画の目標地図を作成することとなります。上程する本議案については、あくまで目標地図の素案でございます。実際の目標地図につきましては、今後、地域計画の区域に農業振興地域内の農用地区域外、いわゆる白地を入れれないといった変更などを反映させるため、素案とは若干異なったものになると考えられるものでございます。以上でございます。
議長	本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手総員) 挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。 以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。
事務局長	はじめに、報告第42号をご説明いたしますので、議案書46ページをお願いいたします。 報告第42号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分した

	のでご報告いたします。 届出内容については、４７ページをお願いいたします。専決処分件数は、７件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第４３号をご説明いたしますので、議案書４８ページをお願いいたします。 報告第４３号、農地法第４条第１項第７号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、４９ページをお願いいたします。専決処分件数は、３件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第４４号をご説明いたしますので、議案書５０ページをお願いいたします。 報告第４４号、農地法第５条第１項第６号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、５１ページをお願いいたします。専決処分件数は、５件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第４５号をご説明いたしますので、議案書５２ページをお願いいたします。 報告第４５号、農地法第６条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第６条第１項の規定により、別紙のとおり提出された報告書を受理したのでご報告いたします。 受理件数は、５件です。報告書は５３ページから６４ページまでのとおりとなっております。 農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、３か月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものでございます。 続きまして、報告第４６号をご説明いたしますので、議案書６５ページをお願いいたします。
--	--

	報告第４６号、農地法第１８条第６項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。 通知内容については、６６ページをお願いいたします。受理件数は、６件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第１８条第１項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。 続きまして、報告第４７号をご説明いたしますので、議案書６７ページをお願いいたします。 報告第４７号、農業用施設（２アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第２９条第１号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。 届出内容については、６８ページをお願いいたします。専決処分件数は、１件です。２アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることにより埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。 続きまして、報告第４８号をご説明いたしますので、議案書６９ページをお願いいたします。 報告第４８号、農地改良等に係る届出について、農地改良等の取扱いに関する要綱第５－２－（２）の規定により、別紙の届出について、専決処分したので報告するものでございます。 届出内容については、７０ページをお願いいたします。専決処分件数は、１件です。農地を農地として利用する行為の一環である農地改良等のうち、軽微な事案の場合は、工事着工前に必ず農業委員会に届出書を提出することにより、県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。
議長	以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長	次に、議事日程５、事務局連絡事項でございます。 （事務局長説明） 以上をもちまして、令和６年第１０回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。

令和6年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開 催 日		令和 6 年 9 月 2 5 日（水）				
開催場所		本庄市役所 大会議室				
開会時刻		午後 2 時				
閉会時刻		午後 3 時 2 5 分				
会 長		田端 講一				
会長代理		細野 俊文				
議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠状況	議事録 署名人	地区	推 進 員 氏 名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	高橋 勝	出席
2	内田 新一	出席			金井 優	出席
3	金井 清子	出席			仁手	海澤 房男
4	戸谷 忠司	出席		坂上 公男		欠席
5	中野 和夫	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	金子 順治	出席			久保 国男	出席
7	茂木 良明	出席		北泉	井上 栄二	出席
8	塩原 圭一郎	出席			高田 裕之	出席
9	反町 辰夫	出席			高月 政男	出席
10	鈴木 誠次	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 豊徳	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永	出席
13	田端 講一	出席				
14	倉野内 浩	出席		秋平	高山 将之	出席
15	鈴木 良美	出席			福田 光男	出席
16	清水 辰雄	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席			秋山 守	出席
18	坂爪 裕	出席	○	本泉	中里 光夫	出席
19	出牛 康	出席	○	共和	新井 伸幸	欠席
本庄	吉岡 昭	出席			新井 幸男	出席
藤田	福島 正紹	出席			小賀野 昇	出席

説明員

事務局長	小沢 智明
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
局長補佐兼総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主査	福島 幸恵
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人